

京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱 （新旧対照表）

現行	改正案
○ 京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱 平成24年12月4日 決定 (略) 令和5年4月1日 改正 目次 第1章 総則（第1条～第2条） 第2章 認定の手續（<u>第3</u>～第13条） 第3章 その他（第14条～第18条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（<u>以下「令」という</u>）及び都市の低炭素化の促進に<u>関</u>する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 （略） 第2章 認定の手續 第3条～第7条 （略） （建築確認申請の特例の申出） 第8条 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出は、第7条第1項又は第2項の申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を市長に提出することにより	○ 京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱 平成24年12月4日 決定 (略) 令和5年4月1日 改正 <u>令和6年4月1日 改正</u> 目次 第1章 総則（第1条～第2条） 第2章 認定の手續（<u>第3条</u>～第13条） 第3章 その他（第14条～第18条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（<u>以下「令」という</u>）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 （略） 第3条～第7条 （略） （建築確認申請の特例の申出） 第8条 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出は、第7条第1項又は第2項の申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を市長に提出することにより行うものとする。

行うものとする。

- 2 前項の申出において、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）に適合するかの審査を要する場合は、当該申出は、任意判定結果通知書（指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。）の写し、当該判定を行った図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する建築主事が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合はこの限りではない。

（計画の通知）

第9条 市長は、法第54条第2項の規定による申出を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画通知書（第5号様式）に低炭素建築物新築等計画を添えて建築主事に通知するものとする。

第10条～第12条 （略）

（低炭素化のための建築物の新築等の取りやめ）

第13条 法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等（以下「低炭素建築物の新築等」という。）を取りやめようとする場合は、低炭素建築物の新築等取りやめ届（第11号様式）1部に、省令別記様式第6（省令第43条第2項に規定する通知書をいう。）並びに省令第41条第1項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

- 2 前項の計画において計画変更認定を受けた者にあつては、省令別記様式第8（省令第46条において準用する省令第43条第2項に規定する通知書をいう。）並びに省令第45条に規定する申請書の副本及びその添付図書を、軽微変更該当証明書の交付を受けた者にあつては、当該軽微変更該当証明書並びに軽微変更該当証明書交付請求書の副本及びその添付図書を、前項の図書に加えて市長に提出するものとする。

3 （略）

- 2 前項の申出において、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）に適合するかの審査を要する場合は、当該申出は、任意判定結果通知書（指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。）の写し、当該判定を行った図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する建築主事又は建築副主事が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合はこの限りではない。

（計画の通知）

第9条 市長は、法第54条第2項の規定による申出を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画通知書（第5号様式）に低炭素建築物新築等計画を添えて建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

第10条～第12条 （略）

（低炭素化のための建築物の新築等の取りやめ）

第13条 法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等（以下「低炭素建築物の新築等」という。）を取りやめようとする場合は、低炭素建築物の新築等取りやめ届（第11号様式）1部に、省令別記様式第6（省令認定第43条第2項に規定する通知書をいう。）を添えて市長に提出するものとする。

- 2 前項の計画において計画変更認定を受けた者にあつては、省令別記様式第8（省令第46条において準用する省令第43条第2項に規定する通知書をいう。）を、軽微変更該当証明書の交付を受けた者にあつては、当該軽微変更該当証明書を、前項の図書に加えて市長に提出するものとする。

3 （略）

第3章　（略） 附　則 （略） 第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式（略）	第3章　（略） 附　則 （略） <u>附　則</u> <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u> 第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式（略）
---	---

第 5 号様式（第 9 条関係） 低炭素建築物新築等計画通知書 年 月 日 建築主事 様 京都市長 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項（同法第 5 5 条第 2 項において準用する場合を含む。）による申し出がありましたので、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第 9 条の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画を通知します。 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号 第 ー 号 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日 年 月 日 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地 4 申請者の氏名又は名称 5 認定に係る建築物の位置 京都市 区 6 低炭素建築物新築等計画 別紙のとおり 第 6 号様式、第 7 号様式、第 8 号様式、第 9 号様式、第 1 0 号様式、第 1 1 号様式、第 1 2 号様式、第 1 3 号様式、第 1 4 号様式、第 1 5 号様式、第 1 6 号様式及び 1 7 号様式（略）	第 5 号様式（第 9 条関係） 低炭素建築物新築等計画通知書 年 月 日 建築主事又は建築副主事 様 京都市長 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項（同法第 5 5 条第 2 項において準用する場合を含む。）による申し出がありましたので、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第 9 条の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画を通知します。 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号 第 ー 号 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日 年 月 日 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地 4 申請者の氏名又は名称 5 認定に係る建築物の位置 京都市 区 6 低炭素建築物新築等計画 別紙のとおり 第 6 号様式、第 7 号様式、第 8 号様式、第 9 号様式、第 1 0 号様式、第 1 1 号様式、第 1 2 号様式、第 1 3 号様式、第 1 4 号様式、第 1 5 号様式、第 1 6 号様式及び 1 7 号様式（略）
--	---